

宿泊事業者総合支援補助金

対象者

仙台市内で旅館業法上のホテル、旅館、住宅宿泊事業法上の住宅宿泊事業を営む事業者、個人等

※市税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者、宗教活動や政治活動を目的とした事業者を除く。

補助対象メニュー

詳細は裏面参照

(1)採用活動支援

- ・求人情報誌や就職情報サイト等への求人情報掲載又は人材紹介サービスの利用（いずれも正規従業員に係るもの）に必要な経費
- ・企業説明会や企業説明会に準ずる催しへの参加にあたり必要な経費

(2)外国人材雇用支援

- ・外国人材の雇用にあたり必要となる経費
- ※外国人材とは、技術・人文知識・国際業務または特定技能の在留資格を持って在留する者（取得予定を含む）をいう。

(3)人材育成支援 **【New】**

- ・正規従業員の育成にあたり必要となる経費

(4)DX支援

- ・業務効率化、生産性向上のためのDX及びデジタル化にあたり必要な経費

(5)災害対策・危機管理支援

- ・BCP（事業継続計画）策定や災害対策、危機管理に必要な経費
- ・クマ出没被害防止対策に必要な経費

(6)ユニバーサルツーリズム促進

- ・バリアフリー化及びインバウンド対応にかかる多言語対応等に必要な経費

(7)施設サービス拡充支援 **【New】**

- ・共有スペースの充実、市の資源を活用したサービスや宿泊の充実につながるサービス等に必要な経費

補助額

補助率：補助対象経費の2分の1

上限額：1事業者あたり50万円

※上限額は(1)～(7)の合計額

※1事業者あたり(1)～(7)の合計で1回までの申請

※(4)～(7)のうち、複数施設で設備導入・改修を行う場合は1施設あたり50万円

申請期間

令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）

■申請受付窓口・お問い合わせ先■

仙台市宿泊事業者総合支援補助金事務局（株式会社JTB仙台支店内）

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 仙台第一生命タワービルディング2階

TEL：080-7339-2052（平日9時30分～17時30分 土日祝は休業）

メール：shukuhaku-sogo@bsec.jp

補助金をご利用いただける事業例

(1) 採用活動支援

- ・ 求人サイトへの掲載
- ・ 外国人雇用の人材紹介会社や登録支援機関の利用
- ・ 在留資格手続きに関する支援機関の利用
- ・ マニュアル、教材を作成するための専門事業者の利用
- ・ 研修での外部講師の招聘
- ・ 外部機関が実施する研修への参加（交通費や宿泊費、体験費は除く）



(4) DX支援

- ・ ホームページのリニューアル
- ・ 自動チェックイン機、キャッシュレス端末の設置
- ・ 宿泊者のスマートフォンを利用したセルフオーダーシステム導入
- ・ 館内案内や注意事項を表示するデジタルサイネージの設置
- ・ ホームページからの問い合わせに対応するAIチャットボットの導入
- ・ 掃除ロボット、配膳ロボットの導入



(5) 災害対策・危機管理支援

- ・ BCP計画を策定するためのコンサルティングサービス利用
- ・ 停電時に利用可能なポータブル電源の購入
- ・ 防災備蓄用の水や食料品の購入
- ・ 館内外への防犯カメラの増設
- ・ 客室に設置している非常灯の更新
- ・ クマ対策のための柵の設置や忌避剤・貸出用クマ鈴の購入



(6) ユニバーサルツーリズム促進

- ・ 多言語対応のホームページやパンフレット作成
- ・ 翻訳機器の導入
- ・ 館内表示のピクトグラム導入
- ・ 大浴場等への手すり設置
- ・ 段差解消のための折り畳みスロープの購入
- ・ 貸出用福祉用具の整備



(7) 施設サービス拡充支援

※既に実施実績のあるものは対象外

- ・ 宴会場等の貸出設備に設置する機器の拡充
- ・ キッズスペースの設置
- ・ 地産地消メニューの開発
- ・ 施設内での仙台市伝統工芸品展示や伝統芸能披露
- ・ 体験プログラム等の新規イベント実施
- ・ 貸出用自転車の整備



これらは利用可能な事業の一例です。
実施予定の事業等がございましたら、ぜひ事務局までお問い合わせください。